

学校法人滋慶学園 寄 附 行 為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人滋慶学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を東京都江戸川区東葛西6丁目16番2号に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立専修学校(以下「学校」という。)を設置し、学校教育を行い、有能な職業人を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| (1) 東京医薬看護専門学校 | 専門課程 |
| (2) 東京コミュニケーションアート専門学校 | 専門課程 |
| (3) 東京福祉専門学校 | 専門課程 |
| (4) 東京スポーツ・レクリエーション専門学校 | 専門課程 |
| (5) 東京スクールオブミュージック&ダンス専門学校 | 専門課程、高等課程 |
| (6) 東京スクールオブミュージック専門学校渋谷 | 専門課程 |
| (7) 札幌ベルエポック製菓調理ウエディング専門学校 | 専門課程 |
| (8) 東京俳優・映画&放送専門学校 | 専門課程 |
| (9) 福岡ベルエポック美容専門学校 | 専門課程、高等課程 |
| (10) 札幌ベルエポック美容専門学校 | 専門課程 |
| (11) 東京ダンス・俳優&舞台芸術専門学校 | 専門課程 |
| (12) 東京ベルエポック製菓調理専門学校 | 専門課程 |
| (13) 東京メディカル・スポーツ専門学校 | 専門課程 |
| (14) 東京ベルエポック美容専門学校 | 専門課程 |
| (15) 東京アニメ・声優&e スポーツ専門学校 | 専門課程 |
| (16) 東洋言語学院 | |
| (17) 東京ウェディング・ホテル専門学校 | 専門課程 |
| (18) 北海道ハイテクノロジー専門学校 | 専門課程 |
| (19) 北海道エコ・動物自然専門学校 | 専門課程 |
| (20) TCA 東京 ECO 動物海洋専門学校 | 専門課程 |
| (21) 仙台農業テック&カフェ・パティシエ専門学校 | 専門課程 |
| (22) 仙台デザイン&テクノロジー専門学校 | 専門課程 |
| (23) 仙台スクールオブミュージック&ダンス専門学校 | 専門課程 |
| (24) 仙台 ECO 動物海洋専門学校 | 専門課程 |
| (25) 仙台医健・スポーツ専門学校 | 専門課程 |
| (26) 福岡デザイン&テクノロジー専門学校 | 専門課程 |
| (27) 福岡スクールオブミュージック&ダンス専門学校 | 専門課程 |
| (28) 福岡スクールオブミュージック高等専修学校 | 高等課程 |
| (29) 福岡医健・スポーツ専門学校 | 専門課程 |
| (30) 福岡 ECO 動物海洋専門学校 | 専門課程、高等課程 |

(31)福岡キャリアナリー農業・食テクノロジー専門学校	専門課程
(32)福岡ウェディング&ホテル・IR 専門学校	専門課程
(33)札幌看護医療専門学校	専門課程
(34)東京ホテル・ウェディング&IR 専門学校	専門課程

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉事業
- (2) 障害者福祉事業
- (3) その他の社会保険・社会福祉・介護事業

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人～11人
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
 - 3 理事(理事長を除く)のうち3人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。
 - 4 第14条第2項の常務理事の業務代理権の範囲については、理事総数の過半数の議決により各自の範囲を定める。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人が設置する学校の校長のうちから1人
 - (2) 評議員のうちから、評議員会において選任した者3人
 - (3) 学識経験者(校長または評議員である者を除く。)のうちから、理事会において選任した3人以上
- 2 前項第1号及び第2号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員(校長、教員その他の職員を含む。以下同じ)又は評議員または役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任にあたっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(親族関係者等の制限)

第9条 この法人の理事のうちには、各理事については、その親族その他特別の関係がある者が1人を超えて含まれることにはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事もしくはその親族、その他特別の関係がある者または職員(学校長及び教員を含む、以下同じ。)が含まれることにはならない。
- 3 この法人の監事は、相互に親族その他特別の関係がある者であってはならない。

(役員任期)

第10条 役員(第7条第1項第1号に規定する理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

- 3 役員は、任期満了の後でもその後任者が選出されるまでは、なおその職務(理事長または常務理事にあっては、その職務を含む)を行う。

(役員補充)

第11条 理事または、監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1ヶ月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 役員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第13条 理事長は学園を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第14条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

- 2 常務理事は、東京医薬看護専門学校、東京コミュニケーションアート専門学校、東京福祉専門学校、東京スポーツ・レクリエーション専門学校、東京スクールオブミュージック&ダンス専門学校、東京スクールオブミュージック専門学校渋谷、札幌ベルエポック製菓調理ウエディング専門学校、東京俳優・映画&放送専門学校、福岡ベルエポック美容専門学校、札幌ベルエポック美容専門学校、東京ダンス・俳優&舞台芸術専門学校、東京ベルエポック製菓調理専門学校、東京メディカル・スポーツ専門学校、東京ベルエポック美容専門学校、東京アニメ・声優&eスポーツ専門学校、東洋言語学院、東京ウェディング・ホテル専門学校、北海道ハイテクノロジー専門学校、北海道エコ・動物自然専門学校、TCA 東京 ECO 動物海洋専門学校、仙台農業テック&カフェ・パティシエ専門学校、仙台デザイン&テクノロジー専門学校、仙台スクールオブミュージック&ダンス専門学校、仙台ECO 動物海洋専門学校、仙台医健・スポーツ専門学校、福岡デザイン&テクノロジー専門学校、福岡スクールオブミュージック&ダンス専門学校、福岡スクールオブミュージック高等専修学校、福岡医健・スポーツ専門学校、福岡ECO 動物海洋専門学校、福岡キャリアナリー農業・食テクノロジー専門学校、福岡ウェディング&ホテル・IR 専門学校、札幌看護医療専門学校、東京ホテル・ウェディング&IR 専門学校の業務においてこの法人を代表する。

(理事代表権の制限)

第15条 理事長及び常務理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第16条 理事長に事故のあるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定められた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第 17 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを東京都知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の召集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、またはこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第 18 条 この法人に理事をもって組織する理事会をおく。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。
- 7 理事会に議長をおき、理事長をもってこれに充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を要請した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 前条第 2 項及び前項規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めのある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第 13 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができな

い。

(業務の決定の委任)

第19条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定められたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第20条 議長は、理事会の開催の場所(当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む)及び日時並びに決議事項及びその他必要な事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事 2人以上並びに出席した監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。以下同じ)押し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第21条 この法人に、評議員会をおく。

- 2 評議員会は、15人~23人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。
- 7 評議員会に議長をおき、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項について書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思表示をした者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に特段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第22条 第20条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第23条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)及び基本財産の処分並びに運用財産中の重要な不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 収益事業に関する重要事項
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第24条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産及び収支の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第25条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者5人以上
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから理事会において選任した者3人以上
 - (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者7人以上
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第26条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第27条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第28条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて、基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産で、前項以外の財産をいう。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入される財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入するものとする。

(基本財産の処分の制限)

第30条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上に議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第31条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第33条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)及び収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。)に分けるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第34条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において、出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上5年以内において理事会において定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第35条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第36条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部または全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 37条 この法人は毎会計年度終了後2ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう)を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類及び第17条第 4 号の監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄付行為(以下この項において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、請求があった場合(役員等名簿及び寄付行為以外の財産目録等にあつては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。)には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第 38条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- | | |
|--|-------------|
| (1)寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき | 寄附行為の内容 |
| (2)監査報告書を作成したとき | 当該監査報告書の内容 |
| (3)財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したとき | これらの書類の内容 |
| (4)役員に対する報酬等の基準を定めたとき | 当該報酬等の支給の基準 |

(役員の報酬)

第 39条 役員に対して別に定める報酬等の支給の基準にしたがって算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第 40条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3ヶ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 41条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第 42条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 東京都知事の解散命令

- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては東京都知事の認可を、同項第2号の事由に掲げる解散にあつては東京都知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 43 条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人(準学校法人を含む。)又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第 44 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、東京都知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 45 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、東京都知事の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、東京都知事に届け出なければならない。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第 46 条 この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他この法人及び設置する学校の運営に必要な書類及び帳簿

(法定手続きの奨励)

第 47 条 この法人(設置する学校を含む)を管理運営するについて、法令の定めるところにより行うことの必要な申請・届けその他の手続は、事案あるごとに、すみやかにこれを行わなければならない。

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、学校法人滋慶学園の掲示場に掲示して行う。

(責任の免除)

第 49 条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任の限定契約)

第 50 条 理事(理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でない者に限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことについて生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が

職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金百万円以上で予め定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を当該非業務執行理事等と締結することができる。

(施行細則)

第 51 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及び設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 昭和58年12月23日東京都知事の設立認可のこの寄附行為は、昭和59年4月1日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、つぎのとおりとする。

理事(理事長)……………浮舟邦彦
理事 ……………宮川藤一郎
理事 ……………中村道雄
理事 ……………名田 稔
理事 ……………浮舟修治
理事 ……………平田豪成
理事 ……………吉田多摩夫

3 改正経過

- (1) 昭和63年4月1日
- (2) 平成元年4月1日
- (3) 平成7年4月1日
- (4) 平成12年4月1日
- (5) 平成13年4月1日
- (6) 平成14年4月1日
- (7) 平成16年4月1日
- (8) 平成16年12月3日
- (9) 平成17年7月7日
- (10) 平成17年10月1日
- (11) 平成18年1月12日
- (12) 平成19年3月30日
- (13) 平成20年2月27日
- (14) 平成20年3月31日
- (15) 平成20年8月1日
- (16) 平成20年10月31日
- (17) 平成20年12月10日
- (18) 平成21年5月1日
- (19) 平成22年5月24日
- (20) 平成22年11月15日
- (21) 平成23年10月1日
- (22) 平成24年12月20日
- (23) 平成25年3月21日
- (24) 平成25年7月1日
- (25) 平成25年8月1日
- (26) 平成26年4月1日
- (27) 平成27年5月8日
- (28) 平成28年7月29日
- (29) 平成30年3月7日
- (30) 平成30年4月1日
- (31) 平成30年9月1日
- (32) 平成31年4月1日
- (33) 令和2年4月1日

- (34) 令和3年4月1日
- (35) 令和3年3月31日
- (36) 令和3年3月31日
- (37) 令和3年4月1日
- (38) 令和3年4月1日
- (39) 令和3年6月16日

附 則

この寄附行為は、令和4年4月1日から施行する。